

第37回 群馬県青少年健全育成審議会結果概要

開催日時 令和6年11月11日(月) 10時00分から12時00分まで
開催場所 群馬県庁29階 第一特別会議室
出席委員 大森会長以下13名
事務局 生活子ども部長以下9名 関係部局12名
傍聴人 なし

「ぐんま子どもビジョン2025」素案について

《会長》

(事務局から計画素案の説明を受けて)

計画素案について、全体の構成であるとか、この項目が抜けてるのではないかなど
の意見もあると思うし、書きぶりとして、自分の専門分野のこの表現はいかがか、この目
標でいいのか、そのようなこともあるかと思う。何なりとご意見をいただきたい。

《委員》

この素案を作る方針として、子どもの意見を聞くことをかなり強調しているが、この
ような方針が出てきた背景は何か。

子ども自身から意見を聞く具体的な方法として、ワークショップやアンケートがある
が、「子どもからどういう意見が聞けるのか」、「話を聞くことにどのような効果や必要
性があるのか」など、子どもから有意義な意見を聞き取る方法もかなり難しいと思う。

《事務局》

子どもの意見を聞くということに関しての重要性だが、子ども基本法が昨年制定され、
子どもに対する政策を立案、評価する際には、子どもの意見を聞くことが手続き上定め
られた。この計画の立案にあたって、それに沿った対応となっている。

《委員》

国の方針を踏まえて子どもの意見を聞くという流れだと思うが、むしろ、子どもをよ
く見ている人や団体などから意見を聴取する必要があるだろうし、なくてはならないと
思う。

子どもが意見を言うことができる環境について、子どもが苦しんでいるということ
を発露する機会があることは非常に大事であるが、そのような機会は持つことはかなり難
しいと思う。子どもは、具体的な方法や環境がないと、自ら意見は言えないだろうとい
うことなども検討しながら、決めていけたらいいと思った。

《会長》

子どもから直接意見を聞くといっても、県の子ども全員に聞けるわけではない。

そこで、リバースメンターなどに出てくれる比較的発言ができる子どもたちの声を聞
くことになってしまう部分もある。そうとはいえ、子どもの意見を聞くこと自体の価値
や意義は低くはないので、そのことは続けてほしい。

また、プロセスを見ると、意見募集や県民意識調査などがある。計画を立てているのであれば、この審議会や県民会議の意見を取り入れるほかに、例えば、様々な活動しながらこどもの支援をしている団体などの意見聴取は、このプロセスに入っているのか教えて欲しい。

《事務局》

子育て関係の当事者や団体等からご意見を伺う機会としては、まさに今回の審議会や他の有識者の会議などの場を設けている。

そのようなところで意見を伺うとともに、パブリックコメント等では関係団体の皆様には意見を聞くような案内等を差し上げたいと思っている。特に、こどもに関係する協議会等は様々あるので、そのようなところに情報提供して御意見を賜ればと思っている。

幅広くこどもの意見を聞くという観点から、こどもモニターという、広くこども自身から直接意見を聞くインターネットを使った事業を行い、対面で話を伺うイベント事業も先般実施をした。

また、そのような手を挙げられるこども以外にも、声を上げにくいこども、例えば、外国人、外国にルーツを持つこども、或いは貧困、障害のあるこどもに対しても意見を聞くよう、こちらからアプローチをする事業も行っている。

丁寧に色々な立場や境遇にあるこどもたちの意見を取り入れたいと考えている。

《会長》

知事も積極的に取り組んでいるリバースマンターの事例があるが、そのようなアプローチをする取り組みがあるのならば、それらも載せた方がいいと思う。

また、最近のパブリックコメントはなかなか意見が来ないこともあるので、ホームページに載せるだけでなく、声掛けをして各団体から意見を出してもらえるよう進めたい。

こどもの権利条約から始まっている取組なので、こどもの意見は聞かなくてはならないが、こどもから意見が出るかどうかということも含められる。

この計画を立てるということは、こどもたちが意見を表明できる人に育つよう、学びの機会や教育へ変えていくという大人の宣言でもあると感じている。

この計画で、明日からこども達みんなが意見を出せるようになるとは思わないが、10年後には、こども達がどんどん主体的に意見を言えるようになっている、そのような社会にするという宣言であると思う。

《委員》

私が日常臨床で、不登校状態や発達特性で難しい事態になっている子に出会った場合、できそうな対応を、心理・医療的手法を工夫しながらするしかないのだが、難しい事態ができるだけ起き難くなる環境になるように、こどもまんなか社会が挙げられている。

この視点は大事だが、今まではどうだったかを意識することが肝要で、これまで集団の中では一方向的な人間関係を作らざるをえなかった。人が育つという点であるならば、

双方向的な人間関係が成り立つことが当たり前とみる育つ環境が整えられてほしい。

こどもから意見を聞く流れはもちろん重要だが、それができるかはなかなか難しい。一方向的な関係では、より良く適応するこどもを大人側は期待するが、それがうまくいかないこどももいる。或いは過剰に適応して、その結果難しくなるこどももいる、意見を聞く過程で、双方向性が成り立つためにはどうしたらいいのか。

このような視点で見ると、クラスの人数は学年により大枠はどの程度が適正なのか。さらに担任一人で集団を仕切らず複数の大人がいる、教えたこと考えや気持ちを全体に大声で話しかけている先生には聞き難いけれど、横にいる副担任の先生には言い易いなど、こどもが日常生活で少しでも意見が言い易くなるような態勢がほしい。

今は、スクールカウンセラーもいるが、まだ週1回や月1回なので、さらに充実させるなども関連する。予算の問題も含め簡単にこうした具体策は出せないだろうが長い目で見た視点が必要で「こどもまんなか」の宣言だけになって欲しくない。

こどもまんなかという流れが必要だと思うが日常的には何ができるかという視点を少し意識していただきながらビジョン2025を展開していただきたいと思う。

《会長》

県教委は、この計画にも入れているスチューデントエージェンシーハイスクールという取り組みを始めている。

こどもたちのエージェンシーの発揮ということで、学校をこども達に返す、学校の主体がこども達であるということの取り組みが始まっている。教育振興基本計画でも最初にこども達に「みんなが社会の主体だ」とメッセージを出している。まだ大人から主体を押し付けているような状態ではあるが、「従ってついてきなさい」という社会から、みんなも主体の一人だということ移っていくスタートに立った段階になった。

《委員》

今回、こどもの権利が最優先となったことが織り込まれており安心した。

だが、こどもの権利重視であるが、国や県、社会がそれを担保する責務、義務があるという部分が少し弱いと感じる。

群馬県でこの計画を作ることが、その責務に当てはまると思うが、内容にもっと大人に喚起できるような文言を繰り返し入れて欲しい。

このビジョンは誰が読むものなのか。どういう人が読む対象なのか、ビジョンを決して教育関係だけでなく、色々な人の目に触れるためには、一部の関係する人だけが担うのではなく、ビジョンを見た大人、社会、国、県などの責務として、それを担っていくのは私たち大人だということをもう少し強調してほしい。

《会長》

これは県の基本方針なので、県庁内の各部署が確認をし、それに則って事業をしていくための方針になると思う。だが、全ての人がこどもの育ちを支えるということは、大人たちが責任或いは覚悟をもって、県民みんなで支えていくということになるので、県

序の中に留まっていたは、それは可能ではない。

そのためには、このビジョンの広報活動のような項目をひとつ設けて、県民の意識の共有などのために、予算を取って動画を作る、対話集会をやるなどの施策を入れておいた方がいい。

《委員》

言葉の意味として、ウェルビーイングという言葉はどう捉えるか。

この資料を誰が読むのかと考えたときに、ウェルビーイングの捉え方や考え方は、人それぞれで、専門家或いは学校の先生、保護者のように色々な立場の大人たちになるかもしれない。

ウェルビーイングという言葉は、良い状態、より良くするなどとなるが、掘り下げると、身体的、精神的に満たされるという面もある。ウェルビーイングという言葉の捉え方を具体的にすると、大人たちが共有でき、責任を持って進めるとことにもなる。

ウェルビーイングは基本的な方針となって何回も出てくる言葉なので、注釈などで県としての捉え方の説明があると、目的に向かって大人たちが責任を持てるのではないか。

《会長》

全体計画をまとめるときには注釈集のようなものをつけなくてはいけない。

ウェルビーイングは、この計画の根幹になっているので、群馬県としてはこういう意味で使う、群馬県が目指すウェルビーイングとは何なのかという説明を本文にも加えていいのではないか。

《委員》

この計画を誰が読むのかにもつながるが、文章にカタカナ表記や略語が多い。

計画の分量もあるが、丁寧な説明や意味づけ、注釈を明確にすると読み進めやすい。

《委員》

基本方針1（4）②の「障害のあるこども・若者への支援」のうち、イ「療育支援の充実」のなかで、「障害のあるこどもが漏れなく適切な療育支援につながるように、いわゆる福祉サービスを充実させる。」とある。

国の方針も含め、どこにも早期発見・早期療育とは書いておらず、早期発見・早期支援となっている。療育に特化することのメリットはあるが、反面、県内でもデメリットも出ている。療育を受けたくても受けられない御家族もおり、それによりその家族がひどく切羽詰まっている現状があるという点と、療育を受けさせていない家族へのネガティブな評価もある。

本人や家族にとって、療育を受けることだけが最重要ではない。その家庭にとって必要な支援を整えるということを考えると、療育を充実させるのはとても価値があるが、ここまで「漏れなく」と書くことは果たしてどうなのか。

また、基本方針3（5）③「不適切な指導の防止や校則の見直し」のなかで、体罰防止に向けた取り組みを挙げたことは、こども達の学校生活を安心させるのにとっても大事

な視点だ。

一方で、虐待という視点で考えれば、体罰だけが子ども達に傷を残すのではなく、不適切な発言で、多くの子ども達がその後の人生で、かなり辛い思いをしている。

ここに体罰を挙げていることは大きな一歩だが、「体罰さえしなければ、言葉で強く言ってもいい」とならないことを望むので、さらに検討する余地があるのではないか。

《関係部局》

療育に関する貴重な意見として検討させていただく。

《会長》

委員の意見は体罰だけでなく、いわゆるハラスメント全般だと思う。

学校におけるパワハラも含めてということだと思うが、教育委員会からありますか。

《関係部局》

体罰のなかには、もちろん不適切な発言も含まれているので、わかりやすい表示にさせるような形で考えていく。

《委員》

不登校の親の会では、最近、発達特性を持つこどもの母親たちの相談が増えている。

相談には、教室の中で先生の大きな声が怖くて学校に行けなくなるケースが結構ある。それも適応指導教室のなかでのことで、校長などに意見をしても、なかなか教員の配置までは行き届かない。

基本方針3（1）②「教員の働き方改革やICT活用促進」は非常に重要で、先生たちはおそらく色々なことに対応する余裕がない現実がある。また、基本方針3（5）②「不登校の子どもへの支援」で、おそらく全ての事柄に最初は担任の先生が接していると思うが、担任からの当事者の子どもへの最初の声の掛け方によって、子どもがさらに学校に行けなくなった事例も伺っている。

これからの、また現実の課題でもあり、基本方針3（1）「安心して過ごし学べる学校生活の充実」の視点にも取り上げているが、そこから転げ落ちていく子ども達をどうするか、これだけ増えてきた不登校をどうするのかについて、考えていただきたい。

《委員》

基本方針3（5）②「不登校の子どもへの支援」について、学校に来ないではなく、学校に来て教室に入れられない子もいる。そのような子どもの支援をどうするか。

そのような子どもは、保健室などのいられる場所が少ないと、だんだん不登校になっていくだろうから、「一人も取り残さない」というところからこぼれてしまうので、その対応について記述がない。

《関係部局》

最近、保健室以外にも、SSR（スペシャルサポートルーム）という校内支援センターを、校内の居場所として作ろうという部分もあるので周知していきたい。

《委員》

こどもにとって、担任の先生は、初めて出会う大人というか対等に見てもらえる大人の一人と考える。

そういった中で、働き方改革でもあるが、先生が多忙すぎて、一人一人のこどもたちに目を向けられなくなっており、それは先生の力を超えている状況かと考える。

教員の配置定数は、こども何人に教員1名など国の基準があり、何とかしがたいかもしれないが、特別な理由により、市町村費などで教員の配置を増やすなどの対策はないではないと思う。こどもにとって大事な先生の仕事環境を、もっと群馬県で考えて、県費でも市町村費でもお金を出して、こどものために使う方策がないかと考えている。

先生の一言や大きい声で傷つくこどももいるが、先生の「どうしたんだい」などの一言で救われているこどももたくさんいる。先生にとって働きやすく、こどもとの触れ合う時間を十分担保するためには、まず人数から担保するような群馬県独自の施策があればいいと考えている。

群馬県の教員採用試験の人数も減ってきているのは、若い人が先生に魅力を感じないからではないか。教育現場を直接見ているわけではないが、教員を目指す学生が積極的に県の採用試験を受けないということにも表れていると思う。

こどもまんなかであるが、そこを支える先生の環境整備もぜひ急務と思う。

《会長》

まさにそう思う。教育委員会の教育振興基本計画の中では、教師のウェルビーイングを大きな柱に据え、その取り組みをしていくつもりではある。

だから、この審議会のようなところで有識者として意見を述べ、議事録にきちんと残しておくことが必要だ。

県教委が、ただ必要だって言っているだけでなく、皆からそういう意見があることをきちんと残す。この計画の議論は、そのまま予算につながっていく議論であるから、これは先生の話だが、他の施策に関しても、ここでしっかりとその必要性を述べていくことは非常に重要なことだと思う。

日本は、国全体が教育にお金を掛けなさすぎる国で、その問題も大きいですが、それを踏まえても、県は「こどもまんなか」であるのならば、そこに予算を振り分けていくという覚悟を持ってほしい。他の審議会でも、それぞれ必要だという全く違う意見もあるだろうが、これは県の未来を作っていく計画なので、このことは必要だと思う。

《委員》

お金の話は、こういう計画を作るときにはあまり言うてはいけないかと遠慮していたが、やはり言った方がいいと思言わせていただく。

基本方針2の「はじめの100ヶ月、社会全体で支える」のなかで、このページの一番下に、「働く保護者の増加に伴い、保育士、保育教諭が不足しています」とあるが、これは短期的には正しいことなんだろうと思う。

しかし、県内に約1万人といわれる、いわゆる潜在保育士がいるのは、離職率が高い

仕事で、やりがいはあるが、処遇が悪いということも大きな原因と思う。

そのため、保育現場、また保育士の処遇改善に向けて、県費など直接支援的も考え、より充実させる必要があるのではないかと。

少子化対策についても、県は20年も前から「子どもを育てるなら群馬県推進会議」などを進めていたが、それが上手く推進され、反省を持ちながら進めていたら、もう少し改善していたのではないかと思う。

それでも、全国では一部の市町村が、少子化に歯止めをかけていると聞いている。

例えば、関西地方の市で独自施策をしていることを考えると、やはり国や法律に基づく施策は大事なことだが、やはり県独自に何か打ち出して変えていくことが求められる。

そういう意味では、今回のビジョンはよくできていると思う。

「ぐんまはココに着目！」などを示すことはいいが、もう一方踏み出し、それに予算をつけていけたらすごいのではないかと。

行政は、基本的に間接支援的なことを中心に考えているが、ここまで状態が悪くなっているのだから、一部の人たちに対しては、直接支援も充実させていく必要がある。

お金の使い道を考えたときに、誰にどのような形が必要かを考えると、ここまで悪化しているのだから、直接支援も必要ではないか。そして、社会全体で子どもを育てていく人、それに携わる人たちにも、もう少し寄り添っていかないといけない。

少子化という大きな問題を変えられず、これ以上進んでいくと、どんなに一人一人の子どもがよくなっても、我々が望んでるような社会とはかけ離れてしまうのではないかと。

どこでも、子どもの笑顔、笑い声が聞こえるような社会をと思うのなら、もう少しお金の使い方を考えたほうがいいのではないかと。

《会長》

貴重な意見だと思う。先程の教員不足についてもそうだが、働き方も、業務の中身も見えていかなくてはならず、数も増やしていかなくてはいけない。

今の非常勤の先生などでも、70代の先生が小学生、中学生を教えているところもあり、本当に不足している。教員の成り手である大学教育学部の倍率はどんどん下がっており、先生になりたいという子がいなくなっている問題がある。

保育については、潜在保育士の掘り起こしも絶対必要である一方、保育士養成施設もどんどん無くなっていく問題もある。

このままでは、おそらく群馬県は保育士を自前で育てられない県に多分なると思う。

保育士養成機関の多くは私立校であるが、保育士になりたい子が来なければ、学校自体が成り立たなくなるので、保育士養成をどんどん縮小していく状況にある。少子化とあわせて計算しないとけないが、学校運営だけを考えた場合では止めた方がいいが、「そういうわけにはいかない」という使命感でやっている学校も相当ある。

幼児教育・保育人材の育成の計画で、人材確保に色々な施策を入れているが、専門学校はじめ保育士養成機関への支援というか、研修の機会もなくなっていくと先生もいな

くなるのだから、生徒が少なくなっても運営を維持できるよう支援を入れていかないといけないだろう。まさに直接支援をしていくことも検討しないといけないと考える。

おそらく県内の専門学校、短大、大学でも少しずつ定員を狭めていると思う。

《委員》

子どもを犯罪から守る防犯教育、あわせて、性的な発達段階に応じた教育をあげているが、性被害などに対する日頃からの子どもへの教育などはどこに含まれるのか。

また、基本方針3の(4)「社会的な自立に必要な知識の習得」にある主権者教育と、消費者教育、金融教育とあるが、これだけでは偏りがあると感じた。

《会長》

子どもを犯罪から守る防犯教育などは、例えば基本方針1(4)④「自殺や犯罪から子ども・若者を守る」に犯罪等の各種犯罪予防などがある。

主権者教育については、これだけでは十分ではないので、どのような方向でさらに充実させるかということか。

《委員》

主権者教育はいいと思う。それとプラスして消費者被害に対する教育も当然必要だということ分かる。そこから金融関係の教育というところで、もう少し基本的な、子どもの自立を考えさせる内容の教育を、まずすべきなのではないか。

また、今回のこの子どもの意見を聞くということに関し、「子どもまんなか」ということだが、まず子どもと大人とが、自分が権利主体であること、一個の独立した人格であることの教育をまずしていただきたい。

《事務局》

主権者教育は、主に成年年齢が18歳になり主権者となること、金融関係の知識が高校でも必修になったことなどの背景があるため、学童期の最後に入れていく。

子どもが、そもそも権利の主体である、今回の計画の最も重要な部分については、基本方針1(1)の計画の最初に、「子ども基本法、子どもの権利条約の周知」で、子どもが権利主体であると記載したが、不足があれば内容を含めてご意見をいただきたい。

《委員》

その周知とある部分で、誰に対してどのように周知していくのかなども、記載があればいいかと思う。

《事務局》

今回の計画の重要な部分であるので検討する。

《委員》

私は、民生委員を20年以上しており、現場の話をさせていただきたい。

先の委員意見にもあったが、この計画は誰が見て、誰に配るものなのか聞きたい。

現場には本当に困っている方がたくさんおり、その子どもが意見を言いたい場合、どこで言ったらいいのか。

以前、地元の女の子が、横断歩道が薄くなり見えなくなったことを、おばあちゃんに伝え、おばあちゃんから民生委員、学校、警察と伝わり、皆が協力して横断歩道を綺麗にしたことがあった。その子は自分の意見が通ったことを経験し、すごく自信がついた。つまり、意見を聞く場所があるかどうかだと思う。

私は、本当に生活に困っている方の意見を多く聞いているなかで、計画には施策が多く書いてあるが、実態との違いがあると感じた。

また、こどもをまんやかにするのであれば、まず親の教育をしていただきたい。

小学校から大学までの間に、将来親として何をすべきか、道德のようなものをどう教えていくのか。自ら勉強する方もいるが、核家族が増え、おばあちゃんなどから話を聞くなどの機会が少なくなり、こどもまんやかと言いつつも、こどもの周りを支えるシステムがあまりないと感じる。

また、教育については色々とお金がかかる。先日、キッズサポートという発達障害児の会議に第三者委員として出席した際、先生を雇いたいが、お金がないとの話があった。

現場に人数が足りないが、正規職員を雇えるお金はないので、保育士の免許を持っている人は3時間しか雇えない。保育士になって、しっかりとした教育をしたいと思っても、現場からのニーズが3時間では、もったいなくなってしまう。

計画については、なるほどと思う内容だが、本当に生活に困っている方たちの意見が取り入れられてないのではないか。

私のところには、明日電気が止まってしまうがどうしたらいいか、というようなご家庭から連絡が来る。民生委員はつなぎ役であり、他の児童委員などにも、いつでもつなぎができるよう常に勉強して、つなぎ先を間違えないようにするよう話している。だから、計画には本当に困ったときの相談先や場所なども計画に入れていただきたい。

《会長》

必要な人に施策の効果が届くのかということと、困ったときにどこに相談できるかは常に抱える課題だと思う。

例えば、公民館での母親学級に来てくれる人たちならば、意識が高く取り組んでいるので、来るだけで問題ないと思えるが、そうではない方々には、アウトリーチ型の家庭教育が必要になるものの、その家の中にも入れてもらえないという場合もある。

そういうところにどうしていくのかという課題だ。

確認だが、この計画の配布先は、県庁内で共有すると同時にどこに配布する予定か。

《事務局》

これまでの計画は、基本的に行政職員が事業を実施するときなどに参照することを主な目的として作られることが多かったが、今回は、こども・若者の意見を取り入れるというコンセプトにもある通り、こどもたちにも読んでもらいたいと思い、まとめている。

本日、審議いただいている資料は、基本的には大人向け、行政職員も見るとなっているが、こども版も今年度作り、外国語版や概要版も作り、来年度以降周知をする予

定である。周知先は、行政関係機関はもちろん、学校等を通じて、子ども本人にも届くよう考えている。

また、県民の皆さんにもホームページ等を通じて、或いは、関係団体の皆様にも広く周知を図って、わかりやすく伝えていきたい。

《会長》

ぜひ動画版を作っていただきたい。

ぐんまちゃんも出てきてくれたら、なお良いと思う。

伝え方が大事で、この文量を圧縮して、子どもに配っても多分理解するのは難しい。

教育振興基本計画も、最初は子どもたちへのメッセージとなっており、それがすごくユニバーサルアクセスになっている。子ども向けに作ったものを先生が読むとすごくわかり易いと評価され、浸透している。そういう意味でも、子ども向けを作ることは、とてもいい取り組みだと思うので期待したい。

また、親御さんへの教育については、この計画では、最後の基本方針にある程度で内容が薄いという意見があったが、これも計画を作るときの課題感のひとつである。

親への教育は、ぐんまの家庭教育応援条例があり、そちらで取り組みがなされている。

家庭教育はその条例で対応するため、こちらの計画から切り離されており、教育についても教育振興基本計画で対応している。

だが、子どもを真ん中に置くと考えれば部署は関係ない。

だから、この計画の取組の他にも、県はこのような取組をしているという、さらなる全体像が見えるような形にした方がよいと感じた。

《委員》

この計画は、よく網羅され、様々な意見が出せている。この内容だけを見ると、とてもよくできているように思えるが、本日も色々のご意見が出たように、それぞれの課題をどのようにつなげていくのかを考えると、最後は予算の問題になると思う。

この審議会には予算に関する権限はないが、予算のこともどこかに意識して、不登校にしても、他の色々な難しい問題にしても、見方を変えれば、その子が自分の気持ちを発信する機会にもなるので、孤立させずにしっかりと受けとめるような体制を作らなくてはいけない。各学校でも工夫をして、できる体制を作ってはいると思うが、ぜひともその体制としてもっと人材を充実させるイメージも入る文章にしてほしい。

私は、自宅にいる状態のその子に社会的居場所を最低限保障したいと思っている。

学校のなかでも可能であるが、「学校では嫌だ、他の子の目もある。」という子どももいる。そうすると、放課後等デイサービスや、教育委員会関係では学校外の適応教室、民間型のフリースクールのところが社会的居場所としての候補になりうる。そのような場所もビジョンにあがってはいるが、そこは県の施策全体のなかにも位置付けをし、民間を活用しながら、予算付けも含めて検討する視点がほしい。

以前よりは良くなって、ゼロではなくなってきたが、ビジョンは理想的に記載し

である。これでいいように思えて宣伝してしまうと、「これは実態と違う」という不満にも繋がってしまうかもしれない。このあたりは、すぐ明日からできるような話ではないが、全体の文の流れを意識して考えていただけるとより良いと感じている。

《委員》

私は保護者という立場で専門性はないが、思ったことを言いたい。

冒頭のウェルビーイングの意味が、私も全然分からないので、この「全てのこどもの将来にわたるウェルビーイングの補償」という文章が、一体どういう意味なのか、明確に教えていただきたい。

また、学校教育における子どもたちのための先生の数が足りないことについてで、現在、私の地元は大変な適正配置の嵐となっていて、小規模校ばかりとなり、その分、先生も少なくなっている現状がある。

だが、先生の数は増やせない。それでも、子どもたちの問題は多い。

そのなかで、ひとつネックになっていることに、保護者対応にもものすごく時間を取られると聞いている。教員数は将来的に増やす方向で考えていただきたいが、できるかどうかは別として、事務職員のような方を学校に増やしていただき、担任の先生は、子どもたちや授業に専念できるような体制をつくり、先生の時間をとにかく増やす。

それ以外のことに関しては、サポートできる方をどんどん増やしていく。

保護者対応についても、世の中はカスタマーハラスメントに対して随分理解が広がっており、県庁の電話も「録音されています」と流している。学校現場も県庁と同じような状況だろうから、そういうところで、教員の時間というものをより効率的に使えるように対応することは、現状でもできるものは多いと思う。そのようなことを進めていけば、私たち保護者としてもより学校にも相談しやすくなる。

また、私は、新米の民生委員児童委員だが、高齢者の問題はよく定例会にも入ってくるが、児童に関する問題、子どもや学校関連の情報が全然入ってこない。

だから、自分の地域の学校とのコミュニケーションとして、児童委員をもっと上手く使うことも考えていくと、より子ども中心に近づくとと思う。

《会長》

貴重なご意見と思う。

基本方針1「ぐんまはココに着目！」などにある「エージェンシー」という言葉は、教育振興基本計画でも重視しており、重要な概念なので、もう少し前面に出していただきたい。

基本方針1(2)⑤「ジェンダーギャップの解消」は非常に重要であり、これは全世界にわたってのところにるので適切だと思うが、基本方針5にある子どもを支援する側にも入れていただきたい。親などの大人、学校、企業でもジェンダーギャップ解消は必要で、子どもに教えるだけでなく、むしろ大人の問題であるので入れたほうがいい。

この施策の方向ア)にある性的少数者の記載内容で「教育の内容充実を図るために、

性的少数者への理解促進や『友情・信頼』についての指導方法等について、教職員を対象とした研修を…」とあるが、「友情・信頼」は性的少数者に限られたことではなく、全体として必要なことなので、記述として不適切だと思う。

基本方針1（4）④「自殺や犯罪から子ども・若者を守る」には、課題として「闇バイト」関連について触れてほしい。

繰り返しになるが、基本方針2（2）③「幼児教育・保育人材の育成・確保」について、保育士養成施設に対する支援をしないと、そもそも養成されなくなっていくので喫緊の課題であり、直接支援を検討することが必要と思う。

基本方針3（1）③「学びと地域の連携」にある部活の地域移行は、学校の働き方も含めての話になるが、やはり受け皿をどうするかの問題が大きい。その数値目標について、現状で94%の市町村が達成となっている。実情としては、今まさに移行に向けて取り組んでいるはずなのに、既に完了しそうな印象を与える。また、1市町村の中で1校でも対応していれば目標達成となるのは不適切ではないか。別の数値目標にできないか。

基本方針4（1）①「高等教育に係る経済的負担の軽減」について、県立大学や私立専門学校について記述があるが、国立・私立大学についての記載がない。

大分県などでは、県の総合戦略で、国公私関係なく地域にある大学の支援を行い、定員を埋めると宣言しており、他の県でも、私立大学支援事業のようなものが始まっている。今後、調整交付金も増えるので、こども関連に多く使ってほしい。

中教審の大臣諮問でも、大学はあと10数年で国立大を含めて地方からなくなる危険性があり、どう回避するかを議論している。これは、各大学、各専門学校の問題ではなく、地域の問題である。総合戦略でもそうだが、群馬県で大学が無くなったらかどうするのかということになる。

だから、県立大学だけを対象とする感覚は止めていかないといけない状況にきている。改めてご検討いただきたい。

これは、例えばの例だが、群馬県の大学、大学院、専門学校の生徒総数は、現在約3万人だから、群馬県予算の決算で次年度に繰り越した額を使って、「群馬県に来れば50万ずつを交付するので学費が半分で賄える」とするくらいの抜本的な対策の検討が必要な問題でもある。

《委員》

皆さんの御意見はいずれも理解できるが、この計画は大人自身がしっかりと人間らしく生活できていることが前提となっているように感じる。

こどもの育ちは、周囲の大人の質によると思う。大人の質の良し悪しは、学歴などは関係なく、人間的な質であり、いい大人が周囲にいれば、こどもは育つと思う。

この施策はみんな素晴らしいが、完全な人間を求めるわけではないものの、それを実践する大人が重要だ。

こどものいいところを拾って、出来ることに手を尽くしてくれる大人がいるかが問題で、学校でもこどもの必要な面を酌み取り、こどもを育てながら一緒に人間として自分自身も育ち、日本を支えて生きていくために何が必要か考えている先生であってほしい。

自分の意見を言えるこどもに育てることも大切だが、その前に「こどもは何を思っているのかな」、「こどもから言わせてやりたいな」と思えるような先生がいるのか。

こどもがふと言った一言に、「何の信号かな」と酌み取り、こどもと一緒に考えるとか、自分が不得意な分野ならば、他の周りの先生に確認することも必要なので、多種多様な先生の数が必要で、時間も必要となる。皆さんのご意見にもあったとおり、行き着くところは、お金がかかるということになる。

学校では全く人手が足りないことは確かで、才能を持ってる方を多く採用したいのに、必要な予算がないので採用できない。予算の取り方が上手くない部署もある。

皆さんには、国家から多く予算をとってもらい、県の予算にしてもらいたいと思う。

必要なところに人をつけ、活躍できる人に育てる機会とお金、場所を作ることは、とても大変なことだが必要なことだ。

学校についても、総務省が地域との繋がりを持って連携をとって地域づくりと一緒にしていこうしているが、学校の中が閉鎖的に感じる。

私は青少年の健全育成に30年間携わっているが、本当に困ってから協力を求めてくることはあるが、普段は、しっかりと先生がいるので、世間一般の人々が何か言うことではないという体質をととても感じる。

また、私の親族は教員一族だが、私のこどもは誰も教員にならなかった。

私のこどもも教職課程をとって適性もあると言われていたが、親の苦労を見て、それほど多くの責任は負いたくないと拒否した。それではいけないと思う。

教員である親の姿を見て、自分もこういう仕事がしたいと思わせなくてはいけないし、そのことはどの職場も同じだと思う。夢を持って一生懸命取り組んでいる見本になる大人が育てて欲しいし、そういう大人にこどもを育ててもらいたい。

こどもたちに、「生きることは楽しい」、「これから色々な事ができる」と見せてあげられる機会が増えてほしい。そのための施策の実現には、最終的に予算が必要になるので、そちらもしっかりと進めてもらいたい。

《会長》

行政や非営利組織は、目に見えない成果にお金を使うことが大変苦手なところがあると思う。

今回、この計画が策定され、こどもたちや県民の皆さんに、「今、大事なことはこれ」、「やはりそこにお金使うべき」と思ってもらえる広報戦略も絶対必要だと思う。

以上、閉会。